

# 要 望 書

(一般行政関係)

令和6年11月

佐 賀 県 市 長 会



# 令和6年度 一般行政関係要望事項一覧

[計25件]

## ○危機管理・報道局関係

- 1 原子力災害重点対策区域における防災対策事業（道路整備）  
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

## ○危機管理・報道局、県土整備部関係

- 2 河川改修及び内水排水対策について・・・・・・・・ P 2

## ○総務部関係

- 3 公共施設等適正管理推進事業債及び緊急防災・減災事業債等の対象  
拡大と継続について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

## ○地域交流部関係

- 4 公共交通の導入及び運行に対する財政支援等について・・・・・・・・ P 7
- 5 交通系ICカードの普及・利便性拡大に向けた取組みについて・・ P 10
- 6 並行在来線区間（江北～諫早）における利便性維持と利活用促進  
について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11
- 7 港湾の整備促進について・・・・・・・・ P 12
- 8 九州新幹線西九州ルートに関する国等との早期合意形成について  
・・・・・・・・・・・・・・・・ P 14

## ○県民環境部関係

- 9 インターネット上の部落差別情報を規制する法律の整備について  
・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15
- 10 脱炭素の取組みに対する県補助制度の創設について【重点】・・ P 16

## ○健康福祉部関係

- 11 任意接種費用助成対象への帯状疱疹と子どものインフルエンザ  
の追加について【重点】・・・・・・・・ P 18
- 12 保護司活動に係る支援の更なる充実について・・・・・・・・ P 19
- 13 医師偏在解消による医師確保の強化及び病院経営・整備に係る物価  
高騰対策のための財政支援について・・・・・・・・ P 20
- 14 医療費助成に対する県補助の拡充等について【重点】・・ P 22
- 15 民生委員・児童委員の活動環境の整備等について・・・・・・・・ P 24

1 6 発達障害児支援及び療育訓練の場の拡充等について・・・P 2 6

### ○男女参画・こども局関係

1 7 保育人材不足解消のための事業支援について・・・P 2 7

1 8 保育所、認定こども園における保育料の多子軽減に係る年齢制限の  
廃止等について・・・P 2 8

### ○産業労働部関係

1 9 物流業の企業誘致の推進について【重点】・・・P 2 9

### ○農林水産部関係

2 0 佐賀県田んぼダム推進事業の継続について・・・P 3 0

### ○県土整備部関係

2 1 現地確認不能地の取り扱いについて・・・P 3 1

2 2 下水道事業の実施における財政支援の継続について・・・P 3 2

2 3 空き家の除却費用等に係る県の財政支援について・・・P 3 3

2 4 法定外公共物（里道・水路）の維持管理に対する支援策の創設について  
・・・P 3 4

2 5 幹線道路網の整備促進について・・・P 3 5

---

## 1 原子力災害重点対策区域における防災対策事業（道路整備）について

---

国は、原子力防災対策を行う地域を原子力発電所から30km圏に拡大したことから、玄海原子力発電所から30km圏の自治体においては、避難計画の策定をはじめ、避難道路となる道路の整備など原子力防災対策を進めるとともに、住民の広域避難については、受入市町と覚書を締結して毎年避難の基本的事項を確認し、体制の構築や運用面の確認に努めているところです。

特に住民の広域避難は、主に道路を利用することから、住民の『より安全で円滑な広域避難に向けた道路の確保』は永続的な課題です。

また近年、日本各地で激甚化する大雨や大規模な地震が発生し、原子力災害との複合災害も課題である中、土砂災害や道路損壊などの影響による『地域の孤立化を回避するため』にも、次のとおり要望します。

- 原子力災害の際に避難道路となる国道、県道の改良及び新規敷設の早期実現。

関係法令等

---

## 2 河川改修及び内水排水対策について

---

県内各地域においては、豪雨の影響による度重なる浸水被害が発生しており、今後も異常気象による甚大な浸水被害が危惧されるところです。

県河川の整備促進及び内水排水対策については、平素から尽力頂いていますが、特に、地域の治水安全度の向上と、豪雨災害による被害を軽減するため、河川整備（護岸改修）や浚渫、排水ポンプの機能向上等については、更なる促進を図って頂きますようお願いいたします。

内水排水対策については、佐賀県内水対策プロジェクトとして、県各部局で様々な事業が推進されるとともに、各市町においても、それぞれ内水対策に取り組んでいるところです。今後も、プロジェクト I F 拡大会議等を活用した流域全体での治水対策を更に推進して頂きますようお願いいたします。

### [佐賀市]

近年の頻発化・激甚化する豪雨により、特に佐賀江川では毎年のように氾濫危険水位を超えるような状況となっており、市街地における浸水被害のリスクが高まっています。このため、流域全体での内水排水対策の強化をお願いいたします。

- (1) 県河川・本庄江河川改修の整備促進
- (2) 県河川・金立江河川改修の整備促進
- (3) 県河川・巨勢江河川改修の整備促進
- (4) 県河川・焼原江河川改修の整備促進
- (5) 県河川・既存排水ポンプの能力増強など内水排水対策の強化
- (6) 県河川・佐賀江川の計画的な浚渫
- (7) 県河川・八田江の計画的な浚渫
- (8) 県河川・巨勢川の計画的な浚渫
- (9) 県河川・黒川の計画的な浚渫
- (10) 県河川・東平川の計画的な浚渫
- (11) 県河川・山王川の計画的な浚渫
- (12) 県河川・戊辰川の計画的な浚渫
- (13) 県管理・東与賀海岸飛沫水路の計画的な浚渫

(14) 県河川・効果的な施設の連携操作

[唐津市]

- (1) 県河川・牟田川の河川改修
- (2) 松浦川流域における内水排水対策

[鳥栖市]

- (1) 県河川・西田川の下野排水機場から県道中原鳥栖線上流部付近までの早期完了
- (2) 県河川・西田川の県道中原鳥栖線上流部付近から県道肥前旭停車場線までの整備計画の早期策定
- (3) 県河川・西田川の（県有）下野排水機場の排水能力向上
- (4) 県河川・蓮原川の（国有）蓮原排水機場の排水能力向上
- (5) 県河川・轟木川の（国有）轟木排水機場の排水能力向上
- (6) 県河川・前川の（国有）前川排水機場の排水能力向上
- (7) 県河川・大木川水門における排水機場の新設

[多久市]

- (1) 県河川・小侍川の河川改修
- (2) 県河川・永瀬川流域における氾濫解消対策
- (3) 県河川・庄川流域における氾濫解消対策
- (4) 県河川・山犬原川の河川改修
- (5) 県河川・別府川における氾濫解消のための別府橋改修

[武雄市]

- (1) 県河川・松浦川の河川改修
- (2) 県河川・六角川上流部の氾濫解消対策
- (3) 県河川・広田川における排水対策
- (4) 県河川・武雄川の河川改修
- (5) 県河川・川添川の国道橋改修
- (6) 県河川・甘久川の河川改修
- (7) 県河川の継続的な浚渫

[小城市]

- (1) 県河川・牛津江川の河川改修
- (2) 県河川・晴気川の河川改修

[嬉野市]

- (1) 塩田川の定期的な浚渫
- (2) 入江川排水ポンプの機能向上
- (3) 浦田川排水ポンプの機能向上

[神崎市]

- (1) 県河川・三本松川河川改修の整備促進
- (2) 県河川・中池江川河川改修の整備促進
- (3) 県河川・馬場川河川改修の整備促進
- (4) 県河川において流下阻害となっている堆積土や樹木の除去対応
- (5) 筑後川右岸地域における内水排水対策の推進
- (6) 既設排水機場の施設更新、能力増強
  - ・(国有) 浮島排水機場、江見排水機場(上)、江見排水機場(下)、千代田排水機場
  - ・(県有) 三本松川排水機場、馬場川排水機場
- (7) 国営水路三田川線末端における排水機場の新設

関係法令等

---

### 3 公共施設等適正管理推進事業債及び緊急防災・減災事業債等の対象拡大と継続について

---

- (1) 現在、公共施設の維持管理・更新等に係る負担を軽減、平準化することを目的に、公共施設等総合管理計画に基づいて実施される集約化・複合化等に対して活用できる公共施設等適正管理推進事業債が創設されています。

当該事業債は、複数施設の集約化、複合化及び転用に対しては、元利償還金への財政措置がありますが、除却に対しては財政措置がありません。自治体が保有する施設については、適切に維持管理や改修を行う一方、老朽化した施設は集約化や除却などを行う必要があるため、財政規模が小さい自治体では、財政事情により適切な時期に除却が進まず、景観上の問題や老朽化による安全対策費用が新たに発生することが想定されます。

また、本事業債は、令和8年度までの時限措置とされていますが、少子高齢化や人口減少社会が加速するにつれ、施設の適正管理は今後ますます必要性が高まるものと考えております。

これらのことから、施設の除却における財政措置の新設と本事業債の延長について、国に対して要望して頂くようお願いいたします。

- (2) また、近年の地球温暖化に起因した局地的豪雨や台風などにより、甚大かつ深刻な被害をもたらされ、市民の生命、身体及び財産に影響があることから、各市における更なる防災・減災対策は喫緊の課題となっております。

こうした状況の中、国、県及び各市町が一体となって防災・減災、国土強靱化の取組を進めるとともに、地域の防災力の一層の強化を図ることが重要ですが、各市において、その対策に係る財源の確保という大きな課題に直面しております。

そのような状況の中、緊急防災・減災事業債、緊急浚渫推進事業債及び緊急自然災害防止対策事業債は、地方債の充当率が100%、そのうち元利償還金の70%が交付税措置され、各市にとって極めて重要かつ有利な財源であります。しかしながら、緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債は令和7年度まで、緊急浚渫推進事業債は令和6年度までの時限措置とされており、制度終了は各市の大きな懸念材料となっていま

す。

これらのことから、当該財源対策について、次年度以降の事業の継続と予算の確保について、国に対して要望して頂くようお願いします。

#### 関係法令

- ・地方財政法
- ・地方財政法施行令

---

#### 4 公共交通の導入及び運行に対する財政支援等について

---

高齢化が進み、運転免許証自主返納数が増加する中、公共交通の重要性は年々高まっています。

そのような中、公共交通利用者の大幅な減少や、運転士の不足や高齢化等により、路線維持も危ぶまれており、公共交通の維持・確保は高齢化社会の喫緊の課題となっているところです。

県内自治体においては、路線バスの再編や地域住民の要望に対応するため、コミュニティバスの運行やデマンド型交通の導入等に取り組み、公共交通の利用促進を図る等、地域と一体となってニーズに対応した公共交通ネットワークの再構築を図っているところですが、近年では燃油費等の物価の高騰により、各路線の収支が悪化しており、各自治体公共交通の維持・確保に要する財政負担が大きくなっています。また、特に自ら自動車等の運転ができない中山間地域の住民にとっては、主な移動手段が路線バスであり、通学に必要な路線が廃止されると高校生は通学に苦慮することになるため、公共交通を利用しやすい環境づくりは必要です。

今後、持続可能な公共交通を実現していくためには、国及び県の一層の支援が不可欠なため、次のとおり要望します。

- 持続可能な公共交通を維持・確保するため、慢性的に不足する運転者の確保に対する更なる支援策を講ずること。また、県として、航路事業者と連携して、船員の人材確保と育成対策に取り組むこと。
- 人口減少による利用者の激減に鑑み、佐賀県バス運行対策費補助金交付要綱で定める一日当たりの輸送量及び平均乗車密度要件の緩和並びに補助対象経費の上限を拡大するとともに、国に対しても地域公共交通確保維持改善事業費国庫補助金の要件緩和や補助額上限拡大の継続に合わせて、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の要件緩和や自治体毎の補助上限額の拡大を国に働きかけること。
- 路線バス、コミュニティバス、デマンド交通等、地域内公共交通の利用

促進や一体的な再編（路線見直し等）をする際に必要な費用に対する財政支援を講じること。

- 公共交通利用者の増加等による交通事業者の増収を図るとともに、バス利用者の掘り起こし効果が見込める「さがバスまるっとフリーDAY」の実施継続などの支援事業を引き続き実施すること。
- 中山間地域における路線バスの維持・確保に対する更なる財政支援を講ずること。
- 燃料油価格高騰による事業経営圧迫に対する財政支援を講ずること。
- 地域内公共交通の導入に必要な費用（定員10人以上の車両の取得費等）及び運行に必要な費用に対する財政支援を講ずること。
- 地域内公共交通の利用促進や利便性向上に取り組む市町を後押しする目的で令和5年度に新設された「佐賀県くらしを支える移動手段支援事業費奨励金」については、交付条件に「運賃の値下げ」があるが、事業の実施期間が未定の状況で運賃の値下げを行うと、事業終了後に運賃を上げることが厳しくなり市の負担が増すことが考えられるため、交付条件の見直しを行うこと。
- 運行事業者の収益改善のため、定期券の値上げが行われているが、通学者の負担軽減を図るため、高校生等の定期券購入に対する支援策を講ずること。
- 国庫補助金の対象外となる地域間を結ぶ生活交通路線の導入及び運行に必要な費用に対する財政支援を講じること。また現在、国庫補助航路ではない3航路（高島、向島、松島航路）については、安定的な運航の維持・確保を図るため、国に対して、国庫補助の対象航路となるよう（現在、赤字が続いている高島航路や、定員が12人以下の船舶の航路（向島・松島航路）も対象とさせるなど）働きかけを行うこと。

#### 関係法令等

- ・ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱
- ・ 佐賀県バス運行対策費補助金交付要綱
- ・ 佐賀県地域とともに取り組むくらしの移動手段確保推進事業費補助金交付

要綱

- ・佐賀県離島航路補助金交付要綱
- ・佐賀県特定離島航路補助金交付要綱

---

## 5 交通系 I C カードの普及・利便性拡大に向けた取組みについて

---

平成 25 年 3 月の全国 10 種類の交通系 I C カードの相互利用サービス開始以降、公共交通機関を利用できる範囲が大幅に拡大され、現在では事業者による運賃割引や回数割など公共交通の利用促進のためのサービスに加え、コンビニエンスストアや駅構内の商業施設等で利用できる電子マネー機能など多種多様な機能・サービスが利用できるなど、今や公共交通利用者にとって便利で、無くてはならない存在となっています。

国は、第 2 次交通政策基本計画において、「令和 7 年度までに公共交通機関の利用者利便向上を図るため交通系 I C カード導入を促進する」という目標を定めており、平成 30 年 5 月九州地方知事会では、J R 九州に対し「I C カード利用可能駅の拡大など、鉄道の利便性向上にも一層取り組むことを期待する。」旨の意見書も提出されております。

J R 九州は令和 4 年 3 月に鉄道事業の大幅な見直しを行い、県内にある複数の駅の営業時間の短縮や無人化を行っており、時間外は交通系 I C カード利用者が鉄道料金の精算ができないなどの不便が生じています。また、西九州新幹線開業効果による在来線利用者の増加や、インバウンドを含めた観光客数の増加により、これまで以上に交通系 I C カードに対する需要は高まっており、全国的にも交通事業者の相互利用サービス拡大による利便性の向上が期待されています。

佐賀県においては、平成 28 年に J R 九州と「I C カードエリアの拡大に関すること」を含めて、包括的連携協定を締結されており、このことについて更なる協議を進め、I C カードを佐賀県全域に導入できるよう県の一層の取り組み、支援を要望します。

関係法令等

---

## 6 並行在来線区間（江北～諫早）における利便性維持と利活用促進について

---

令和4年9月23日の西九州新幹線開業に伴い、長崎本線（江北～諫早。上下分離方式による運行）は、特急列車の大幅な減便（上下45本から14本）や非電化区間（肥前浜～諫早）ができたことに伴い、乗換えが増えるなど利便性が低下し、多くの利用者から改善を求める声が上がっています。

当沿線地域にとって唯一の高速交通機関である長崎本線は、通勤や通学などの生活交通路線として、また観光やビジネスなど地域経済や地域活性化を支える重要な交通インフラであるため、将来にわたり持続可能な交通機関であり続けなければなりません。

そのためにも、「利便性の維持・確保」を図るとともに、「利用者増・交流人口拡大」にむけた取組が必要です。

現在、佐賀県と沿線市町が連携した「利便性の維持・確保」のための活動に加え、今年3月には長崎本線利用促進期成会を立ち上げ、地域の魅力的な資源を活かした「利用者増・交流人口拡大」についても取り組んでいくこととしております。

令和5年度に鹿島、太良の魅力発信拠点「KATA ラボ」を開設していただき、スローツーリズムの拠点としてご協力いただいているところではありますが、更なる一層の取組と支援を要望します。

関係法令

---

## 7 港湾の整備促進について

---

県内2つの重要港湾（唐津港・伊万里港）は、産業活動及び県民生活を支える基幹的な社会資本であり、本地域のみならず県内各地域が発展していくためには、今後も整備を行っていく必要があります。

特に、本県の産業が国際競争力を確保し、経済再生を進めていくためには、アジア諸国と比較しても遜色のない、利便性の高い物流サービスの提供が不可欠であり、そのためにも、今後の港湾整備の推進は重要な鍵となるものです。

また、東日本大震災や熊本地震に加え、本年には能登半島地震という自然災害を経験し、大規模地震や津波等から住民の生命・財産を守るための海岸整備や救援物資の陸揚げ・輸送と迅速な復旧における港湾施設の耐震化の重要性を改めて認識したところです。

更には、全国的にも観光立国が推進される中、人々が「みなと」を身近に感じられ、来訪者等で賑わう「みなとづくり」、「みなとまちづくり」を進めるため、港湾の持つ優れた景観特性や歴史性、親水性などの資源を最大限に活かす港湾整備を推進していく必要があるものと言え、併せてクルーズ客船を誘致することで、県内の観光素材のPR、佐賀県経済への波及効果が期待できると思われま

す。県におかれましては、上記のような、これからの港湾整備に求められる事柄をご理解の上、次の事項について要望します。

### ○唐津港

1. 大規模災害発生時における緊急物資の輸送拠点として重要な役割を担う唐津港東港地区の耐震強化岸壁は、現在、暫定水深での供用中であり、国の直轄事業により航路泊地の増深整備が進められているが、国土強靱化の観点から岸壁本来の機能が早期に発揮できるよう、国に対して更なる整備促進を積極的に働きかけること。
2. 令和5年3月に唐津港における将来的な課題に対応するための方針・施策等について、国がとりまとめた「唐津港の中長期ビジョン」では、物流の拠点である妙見地区については、増加する貨物に対応するために新たな岸壁の整備とふ頭用地の拡張が提案されている。妙見地区では、鋼材や金属くず等の増加や、今後、本格稼働するバイオマス発電所向けの燃料の新規受け入れや船舶大型化

に伴う港湾機能の不足が想定されており、「唐津港の中長期ビジョン」を踏まえ、船舶大型化に対応した水深を有する新たな岸壁や保管ヤード確保のためのふ頭用地の整備、洋上風力発電やバイオマスエネルギー発電等の再生可能エネルギー産業を支える港湾機能のあり方、官民の連携によるカーボンニュートラルポートの形成など、唐津港の将来展望を反映した港湾計画の改訂に向けた作業に早期に取り組むこと。

3. 国際クルーズ客船の受入が再開し、インバウンドによる地域経済への波及効果が期待されていることから、唐津港においても国内外のクルーズ客船誘致を積極的に推進すること。また、クルーズ船の受け入れにあたっては、人的・財政的支援を講じるとともに、受入機能の拡充及び態勢の強化を図ること。

## ○伊万里港

1. 臨海部の大規模産業用地として高い可能性を持つ「浦ノ崎地区廃棄物処理用地」について、埋立完了部の部分竣功手続きに着手するとともに、洋上風力発電など新しい産業の導入を見据えた企業誘致に取り組めるよう、また、カーボンニュートラルポートの形成など昨今の情勢を考慮した選ばれる港湾となるよう、早期に港湾計画の改訂に向けた作業に取り組むこと。
2. 県内の各地域におけるビジネスチャンスを活かした産業の活性化を図り、消費の拡大と安定した雇用確保のため、老朽化した港湾施設など基盤施設の再生・再編を図るとともに、地域産業の国際競争力等を物流面から支える国際・国内物流拠点の整備を図ること。

特に久原南地区においては、半導体製造企業の新工場稼働時には、さらなる交通渋滞が懸念されるため、臨港道路久原線4車線化の早期整備及び新工場稼働前までの供用を図ること。

また、七ツ島地区の伊万里国際コンテナターミナルにおいては、さらなるコンテナ貨物取扱量増加に対応できるよう、入退場ゲートの増設も見据えながら、入退場ゲートと管理棟の複合的な整備やコンテナ出入管理システムの見直しを含め、ソフト面とハード面の両面からコンテナターミナルの機能強化を図ること。

3. 上記要望項目に対する必要な財政上の措置のほか、既存港湾施設の有効活用を図るため、適切な管理・保全・再生がなされるよう施設の維持管理に対する財政上の支援等必要な措置を講じるとともに、必要となる国直轄事業の整備に対して積極的に働きかけを行っていくこと。

関係法令等

---

## 8 九州新幹線西九州ルートに関する国等との早期合意形成について

---

九州新幹線西九州ルートは、わが国本土の西端に至る国土軸の骨格をなし、国土の均衡ある発展と共に西九州地域をはじめ九州地区の一体的飛躍に大きく貢献する重要な交通軸となるものです。

西九州ルートについては、令和4年9月23日に「西九州新幹線」として武雄温泉～長崎間が暫定開業し、沿線市としても交流人口の増加や企業誘致の拡大、移住定住の促進を図るためソフト・ハードの両面において、新幹線を活かした魅力あるまちづくりを推進しているところです。

つきましては、次のとおり要望します。

- 西九州新幹線から関西方面への直接乗り入れ実現に加え、新幹線の特性である「安全性」「高速性」「定時性」が最大限に発揮され、災害に強い地域づくりに必要な新幹線ネットワークを構築するため、国等との協議については、幅広の議論を前提としながらも、その進捗を図り、早期にその合意形成を図ること。

関係法令

---

## 9 インターネット上の部落差別情報を規制する法律の整備について

---

近年被差別部落の画像や動画がインターネット上に多数掲載され、大きな社会問題となっています。

特に、Y o u T u b eにおいては、被差別部落の家屋、店舗、墓石などを撮影し地名をさらす差別動画『部落探訪』が多数投稿されるなど、深刻化の一途を辿っています。県内においても例外ではなく、令和2年12月から令和3年2月にかけて6地区（佐賀市3地区、唐津市3地区）の被差別部落（未指定地区を含む）の動画が公表され、今後も予断を許さない状況となっています。

被差別部落出身者に対する差別意識が根強く残る中で、被差別部落を公表する行為は、部落差別につながる悪質な人権侵害行為です。

『部落探訪』に対しては、県内でも複数の自治体による法務局を通じた削除要請が行われています。また、有志団体「ABDARC（アブダーク）」による電子署名では、動画削除へ向けた3万人に迫る署名が寄せられました。このような地道な取り組みもあり、令和4年11月、Y o u T u b eを運営するG o o g l e社によって約200本の『部落探訪』が削除されましたが、インターネットへの部落差別情報の掲載を規制する法律が存在しないことから、『部落探訪』は『曲輪クエスト』に名称を変え、Xやウェブサイトで依然として差別情報の拡散を続けています。模倣者による類似の投稿も増加していることから、差別情報の規制へ向けた更なる対策が求められています。

このような状況の中、インターネット上の投稿をプロバイダーに削除要請する項目を盛り込んだ「全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例」が全国からの注目を集めています。つきましては、人権施策先進自治体「佐賀県」から、部落差別情報のインターネットへの掲載を規制する実効性のある法律の整備について、国に対しての強い働きかけを要望します。

### 関係法令等

部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）

---

## 10 脱炭素の取組みに対する県補助制度の創設について

---

地球温暖化の問題が年々深刻化し、異常気象による大規模災害の発生や生態系の変化など、私たちの生活に様々な影響を与えていることが報告されています。

2015年12月に採択されたパリ協定では、世界共通の長期目標として産業革命前からの地球平均気温の上昇を2℃未満に抑え、さらに1.5℃未満に抑える努力を追求することを合意し、多くの国が2050年までにカーボンニュートラルを実現することを目標に掲げています。

我が国においても、2020年10月に2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言され、また、2021年4月には、2050年カーボンニュートラルと統合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに、50%の高みに向け挑戦を続けることを表明されました。

そのため、全国の自治体では、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が加速化しており、例えば小城市においても、2022年2月に「小城市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、公共施設における再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化に取り組んでいます。

また、県におかれましては、佐賀の豊かな環境を次の世代に繋げていくため、第4期佐賀県環境基本計画の策定がなされ、その中で「2050年までの温室効果ガスの排出量実質ゼロを見据えて、県ができる取組を着実に進めていく」ことを明記されています。

この計画において、県では市町に対し、地域の環境特性を十分考慮した施策を展開するとともに、率先して環境への負荷の低減に取り組むことや、住民への普及啓発や施策の実施など、よりよい環境づくりの先導的役割を期待されていますが、市町では高齢化の進展に伴う社会保障関連経費等の増大に歯止めが掛からず、財政状況は逼迫の度合いを強めています。

なお、国では、地域脱炭素ロードマップにおいて、2020年から2025年までの5年間に政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極支援するとされており、資金面では再エネ交付金等の補助制度や脱炭素化推進事業債等の創設

がなされています。

2050年カーボンニュートラルを実現するため、このような国の支援制度を活用しながら、住民・事業者の積極的な取組への支援のほか、公共施設等の脱炭素化へ取り組んでいくことを検討していますが、県からも協調補助等により後押ししていただければ、よりカーボンニュートラルの具現化に近づくものと考えております。

つきましては、四季の恵み豊かな美しい佐賀を次の世代に残していくため、住民、事業者、市町が一体となって取り組んでいける呼び水となりますよう脱炭素に向けた新たな補助制度の創設について要望いたします。

関係法令等

地球温暖化対策の推進に関する法律

---

1 1 任意接種費用助成対象への带状疱疹と子どものインフルエンザの追加について

---

带状疱疹は、国内では、50歳以上から急増し、80歳までに3人に1人が発症すると言われており、带状疱疹患者数の増加が指摘されています。また、その後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、目や耳に障がいが残ることがあるとも言われています。带状疱疹予防のために有効とされるワクチンについて、国では予防接種法に基づく定期接種化に向けた議論が行われておりますが、未だ定期接種化には至っていません。带状疱疹ワクチンは、任意接種のため、その費用の全額が被接種者負担となっており、約2万円の2回接種で約4万円の負担があり、接種が積極的に行われていない状況があります。

また、子どものインフルエンザは、呼吸器の感染症で、重症化すると肺炎や脳症等の重い合併症を引き起こすことがあります。インフルエンザワクチンは、この重症化を予防することが期待されます。

健康な方が増加することは、医療・介護資源の負担を軽減できるだけでなく、消費活動や労働生産性の向上が期待でき、本人だけでなく、社会全体の利益につながると考えます。

県では、佐賀県風しん予防接種事業を実施いただいておりますが、带状疱疹・子どものインフルエンザについても同様に、市町に対する事業費助成金の創設と広域化（集合契約）の実施を要望します。また併せて、带状疱疹の定期予防接種化を推進し、早期の全国的な制度を設けるよう国に要望をお願いします。

関係法令等

予防接種法、予防接種法施行令、予防接種法施行規則、  
佐賀県風しん予防接種事業費補助金交付要綱、  
佐賀県風しん予防接種事業実施要領、広域化要項（任意接種）

---

## 1 2 保護司活動に係る支援の更なる充実について

---

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える保護司会の活動は、更生保護行政を充実させるための重要な役割を担っています。

法務省においては、保護司活動を支える体制を構築するため、全国各地の保護司会を指定し、地域活動の拠点となる「更生保護サポートセンター」の設置が進められ、その際、保護司会の負担軽減として、設置自治体に対し、場所の確保や施設・設備の貸与等に関する便宜供与についての配慮を求められています。

このことから、例えば、唐津市では、公共施設を無償で提供（使用料免除）するとともに、保護司会に対し、活動費補助を行うなどの支援を行ってきたところです。

これらのことから、地区の保護司会が今後も恒久的に安定した活動を行うため、次のとおり要望します。

- 国が負担する保護司の活動に係る経費については、施設使用料に関する予算を含め、十分に確保するよう、国に対して働きかけること。

### 関係法令等

- ・ 保護司法第 1 7 条
- ・ 再犯の防止等の推進に関する法律第 2 4 条

---

### 1 3 医師偏在解消による医師確保の強化及び病院経営・整備に係る物価高騰対策のための財政支援について

---

厚生労働省が示す地域間の医師偏在の程度を測定する医師偏在指標によれば、佐賀県全体では医師多数区域に該当し、佐賀県第8次保健医療計画の医師確保計画による二次医療圏単位の取扱いでは、西部医療圏を除きその他の区域は医師多数区域として設定されています。

しかしながら、二次医療圏をさらに市町ごとに細かく見ると西部医療圏以外の区域でも医師が不足している市町が多く存在し、更に診療科目の偏在も依然解消されていないのが現状です。

地域医療構想においては、今後も、医療需要が増大されることが見込まれており、また、主要疾患に加え、産科・小児科などの医師の育成・定着も必要となっています。

このような中、令和5年3月に佐賀県キャリア形成プログラムに基づく派遣調整において、県医務課からは、「令和5年度以降の医師派遣については、西部医療圏への派遣を優先する」との方針が示されたところでありますが、一方、多久市と小城市においては、多久市立病院と小城市民病院を統合した「公立佐賀中央病院」の令和7年度の開院に向け整備を行っており、新病院では、少子高齢化社会を見据え、両病院にない新たな診療科目の新設を計画していますが、医師確保について苦慮しているところです。

更に、急速な円安の進行や国際情勢の不安定化による影響等による急激な物価高騰や資材不足は、自治体病院経営にも大きな影響を及ぼしていますが、医療機関は、国が定める公定価格により経営しており、物価高騰の影響を価格に転嫁することが困難であります。

これらのことから、以下のとおり要望します。

- 西部医療圏をはじめ、県内でも医師の偏在の状況がみられる現状を解消するため、なお一層の医師確保の強化を図ること。

- 安定的な医療提供のため、診療報酬改定について国への要望を行うこと。

関係法令等

- ・ 医療法
- ・ 佐賀県医師確保計画（令和 2 年度～令和 5 年度）

---

## 1 4 医療費助成に対する県補助の拡充等について

---

### 【子どもの医療費助成】

子どもの医療費助成に対する市民ニーズは非常に高く、毎年全国の市区町村において対象年齢の引き上げが行われています。

これは、子どもの医療費助成が、子育て支援の重要な施策の一つとして、県民、国民からあまねく求められているためであり、今後も、助成制度の維持と拡充が必要となっているところです。

現在、県内では、全ての市町が中学生までの医療費助成を実施し、高校生までを対象とする市町も半数を超えている状況です。しかし、小学生以上に対する医療費助成は財政負担も大きく、他の子育て支援施策にも影響を与えかねない状況となり、市町間で助成格差が生じることとなっています。

県では、就学前までの医療費助成に対する補助が行われているところですが、近隣県では、医療費助成に対する市町村への財政的支援を拡充され、県内の地域間格差の解消に努められているところです。

つきましては、このようなニーズや情勢を踏まえ、県と市町が共に取り組むべき重要な施策の一つとして検討して頂くよう、次のとおり要望します。

- 未就学児と同様に、小学生以上の医療費助成についても県費補助を行うこと。
- 国において全国一律となる現物給付方式による18歳までの子どもの医療費無償化制度を創設するよう求めること。

### 【ひとり親家庭等医療費助成】

市町が現在協議しているひとり親家庭等医療費助成制度の現物給付化については、財政負担の増加が大きな課題となっています。また、佐賀県ひとり親家庭等医療費助成事業では、父母がいない児童を養育されている「養育者」は県補助金の対象となっていませんが、養育状況はひとり親家庭の父または母と同じです。

つきましては、次のとおり要望します。

- 現物給付化とした場合も、市町の医療費助成について現在同様に県費 1 / 2 の補助を行うことを、県と市町との協議段階においても明らかにすること。
- 現物給付化に伴う審査手数料や国保減額措置についても県の補助を検討すること。
- ひとり親家庭等医療費助成についても、現物給付化に伴う国民健康保険の減額調整等を廃止するよう、強く国に働きかけること。
- 佐賀県ひとり親家庭等医療費助成事業の補助金の対象者に「養育者」を加えること。

#### 【重度心身障害者医療費助成】

現在、佐賀県における重度心身障害者医療費助成事業の助成方法は、助成対象者が医療機関で自己負担分を支払ってから、市町に申請し、後日還付される償還払い方式となっています。

そのため、医療機関窓口で支払う金額の心配や助成申請手続きの煩わしさから、給付方式の現物給付化の要望が多く出されているところです。

つきましては、重度心身障害者医療費助成の現物給付化の協議を進展させるため、次のとおり要望します。

- 国保会計への国庫負担金の減額については、速やかに廃止されるよう働きかけること。
- 医療費、審査手数料の増加による市町負担の増加に対する県の補助を充実させること。

#### 関係法令等

- ・ 佐賀県子どもの医療費助成事業補助金交付要綱
- ・ 佐賀県ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱
- ・ 佐賀県重度心身障害者医療助成費補助金交付要綱

---

## 1 5 民生委員・児童委員の活動環境の整備等について

---

近年、3年毎の一斉改選時はもちろん、体調不良等による任期途中での交代時には、新たな民生委員・児童委員（以下、「民生委員」という。）の選任に苦慮する地域が多く、担い手不足の問題は年々深刻化しています。

この背景には、企業等の定年延長、地域の過疎化、コミュニティの希薄化、高齢化と高齢者就労に加え、民生委員としての本来業務とその必要性についての周知・理解不足に起因した「民生委員は忙しい」などという社会的評価が存在していると考えられます。

加えて、普段の住民の見守りや相談のほか、災害発生を想定した避難行動要支援者への声かけなど、民生委員の実際の活動が緊急・複雑・多岐にわたることから、活動に負担を感じている民生委員も少なくありません。令和4年の全国一斉改選では定数約24万人に対して、1万5,191人の欠員が生じており、佐賀県内では、条例・規則改正後の2,156人の定数に対し、48人の不足となっています。

民生委員は、地域住民の身近な相談役であると同時に、支援へのつなぎ役として重要な役割を担うことから、担い手不足等の問題は喫緊の課題です。問題解決に向け、民生委員としての本来の業務を明確化し、周知するとともに、業務の負担軽減、人材確保につながる環境整備について、以下のとおり要望します。

- 複雑化、多様化かつ増大化している民生委員の活動内容について、市町における課題や実態の把握とその解決に向けた検討を市町とともに継続的に行い、民生委員の負担軽減に努めること。
- 民生委員・児童委員の果たす役割や活動内容等について、住民の理解が深まるよう積極的な広報活動を行うこと。
- 研修会の実施にあたっては、首都圏の一部のみでなく地方においても開催するとともに、その参加旅費等の負担について、国に要望すること。

- 交通費等として活動費を支給しているが、活動実態として見合わず、不足分の一部を市で支給しているため、実態に合った活動費の支給を国に求めること。
- 記録や調書の簡略化等により労務負担の軽減を図るよう、国に要望すること。
- 年度途中の人材選考・確保が難しいため、一斉改選時期については、現在の12月でなく4月改選、もしくは一律に定めるのではなく、地域の実情に応じて定めることができるよう、検討するよう、国に要望すること。
- 今後、佐賀県民生委員定数条例を見直す際は、世帯数だけでなく地域の実態に合った見直しを行うこと。

#### 関係法令等

- ・ 民生委員法及び施行令
- ・ 児童福祉法

---

## 1 6 発達障害児支援及び療育訓練の場の拡充等について

---

発達障害児の支援につきましては、発達障害者支援法の目的に掲げる、できるだけ早期に発達支援を行い、切れ目なく発達障害者（児）の支援が行える環境の整備が必要です。

このことから、例えば、多久市では、発達障害児等療育訓練支援事業の一つとして、発達の気になる子に対し、発達を促進し、本人に合う学びの機会として療育訓練を行っていますが、療育導入までの家族の不安や悩みの解消や、子ども自らの他者との関わりや社会スキルを学ぶ大切な場となっています。しかしながら、発達の気になる子の数は増加傾向にあり、障害児の通所事業のつなぎでもあった本事業で待機者が発生し、療育訓練を受けたくても直ぐに受けることができないといった課題が生じています。

また、この事業は国及び県の地域生活支援事業費補助金を活用していますが、国1／2、県1／4の補助率にもかかわらず補助基準額が低いため、国県合わせても補助額が事業費の4割も満たしません。

更に、医療機関での確定診断後に発達障害児及びその家族が、児童発達支援事業所を利用する意向があっても、県全体の利用者数に対し、事業所数が不足していることに加え、地域により事業所が偏在することから、利用者は遠方の事業所を利用しなくてはならない事例がでています。

つきましては、このようなニーズや情勢を踏まえ、県と市町がともに取り組むべき重要な施策の一つとして検討頂くよう、次のとおり要望します。

- 国及び県の地域生活支援事業費補助金の拡充
- 児童発達支援事業所をはじめとした療育のできる場の拡充及び地域による偏在の解消

### 関係法令

- ・ 地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱（国）
- ・ 佐賀県地域生活支援事業等補助金交付要綱

---

## 1 7 保育人材不足解消のための事業支援について

---

今年4月、国が教育・保育施設の人員配置に関する最低基準を厳格化したことで、すでに人員不足が深刻化している保育業界にとっては、将来的に、更に困難な状況が生じることが予想されています。加えて、障がいがある児童や特別な配慮を要する児童の増加により、保育士・教諭への負担は増大の一途です。

これに対処するため、例えば佐賀市では、保育士家賃補助事業や保育士就職支援金給付事業を実施し、市内の教育・保育施設に保育士、保育教諭または幼稚園教諭として初めて就職した方を対象に就職時の初期費用の支援や家賃の一部補助をしています。

こういった独自の保育人材確保に向けた取組が、県内多くの市町で実施されていますが、現状は、保育士不足の解消に至っていない状況であり、多くの保育施設では、人材不足によって期待されるサービスを遂行できない状況となっています。

また、県内の保育士等の養成校である短期大学が今春の学生募集を最後に停止するといったこともあり、更に保育人材不足は拍車がかかるものと思われます。

こういった現状に対応するため、補助金の増額や保育士等以外の職員への対象拡大など、保育人材確保施策の拡充を模索していますが、財政状況の厳しさから市町単独では難しい状況です。

については、保育士確保の後押しとなる取組に対する県の財政面からの支援を要望します。

関係法令

---

## 1.8 保育所、認定こども園における保育料の多子軽減に係る年齢制限の廃止等について

---

認可保育所等における保育料については、国による多子世帯に対する軽減制度が設けられており、第一子全額、第二子半額、第三子以降無料とされていますが、基準となる子どもの人数の数え方については、年収360万円未満の世帯は認定保護者と生計を一にする最年長の子どもを1人目と数える一方、その他の世帯については、小学校就学前の児童を1人目と数えるなど所得による制限がなされています。

具体的には、年収360万円以上の世帯では、第一子から第三子まで同時に保育園を利用していた場合、第一子が小学校へ進学したタイミングで、第二子を第一子、第三子を第二子として数えるため、収入によっては、保育料の合計が高くなる世帯が発生することとなります。

多くの子どもを産み育てる経済的・精神的負担はどの家庭も同じはずであり、『こどもまんなか社会』の実現を目指す中で、豊かな人間性を育む時期である認可保育所等の保育料を、保育を受ける人数ではなく、子どもの人数に応じて支援を手厚くする形に変更することが、切れ目ない子育て支援にも繋がると考えます。

このことから以下のことを要望いたします。

- 保育料決定において、「子どもの人数の数え方で所得に応じた制限」を廃止されるよう、国に対して働きかけること。
- 廃止に伴い生じる地方負担の補てんを国に求めること。

### 関係法令

- ・子ども子育て支援法
- ・子ども子育て支援法施行令

---

## 1.9 物流業の企業誘致の推進について

---

「佐賀県企業立地の促進に関する条例」（以下「県条例」という）では、県内の雇用創出と地域経済の活性化を図るため、市町と連携しながら、優遇制度を活用することにより、県内への企業立地を促進することを目的とされています。

県は令和5年10月に「佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則」の優遇制度の適用要件において、物流業に関し、立地に係る投資額が少ない企業誘致は適用から外れる改正がなされました。また、県の方針として、物流業の誘致は積極的に行わないこととされています。

例えば多久市では、長崎自動車道多久インターチェンジがあることから、物流業も積極的に誘致を図っている状況にあります。これまでは、県の優遇制度を活用しながら誘致を図っていましたが、現在はその活用要件が厳しくなっています。

佐賀県は、福岡都市圏に近く交通網も整備されており、物流の拠点として適していると考えております。そのような状況の中、物流業を積極的に誘致したい市町もあると考えます。

そこで、県条例にある市町と連携しながら企業誘致を進めるため、物流業の誘致にも積極的な推進をお願いします。

### 関係法令等

- ・ 佐賀県企業立地の促進に関する条例
- ・ 佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則

---

## 20 佐賀県田んぼダム推進事業の継続について

---

近年の激甚化した降雨による浸水被害の軽減策として、田んぼダムの取り組みを県が推進しており、市町で展開をされています。

当初は畦畔及び水路法面の崩壊等による作物減産や維持管理労力の増加など懸念がある中で、取り組みに慎重な地元との協議を経て実施していましたが、事業推進によって上流域の取り組みが下流域のクリーク等の異常な水位上昇による浸水被害の軽減に効果的な対策であるなど、県内で徐々に周知が図られてきている状況です。

また、例えば小城市においても少ない投資で大きな効果が早く発揮できると推進しているところです。

つきましては、県におかれましても以上の状況を勘案頂き、次のとおり要望します。

- 佐賀県田んぼダム推進事業は、令和4年度から令和6年度迄となっている。しかし、農家等に対し事業が定着するまでに至っておらず、内水対策として効果的な事業の更なる促進を図るためにも、財政的な支援を含め、引き続き田んぼダム推進事業に取り組むこと。

関係法令等

佐賀県田んぼダム推進事業要領

---

## 2 1 現地確認不能地の取り扱いについて

---

国土調査により現地確認不能地として処理がなされた土地について、地権者の同意のもとで登記を抹消することができるような制度改革について、法務省等への働きかけを希望します。

国土調査では、国土調査法に基づき、主に市町村が主体となり、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量します。測量により、筆界、地番等を確定させる中で、現地では確認できない土地があり現地確認不能地として処理がなされます。地図、現地には存在しないが、権利として登記簿上のみ存在する土地となります。

都市部や中心部における現地確認不能地は、土地の価値等を考えると地方と状況は大きく違うと思いますが、地方の場合はその土地の価値や需要の低さから、地権者又はその相続人からの「現地になれば抹消したい」という相談も多く見受けられます。

令和6年4月より相続登記の義務化が施行されましたが、現地確認不能地につきましても義務化の対象となるということで、地権者等の関心は高まっています。相続により取得した物件を処分したくても、現地確認不能地についての所有権の移転登記は困難であり、今回の義務化により問題が露呈してくることが懸念されます。

地権者又はその相続人の同意は前提ではありますが、全国の現地確認不能地についての今後の取り扱いにつきまして、法務省等により協議いただけるよう、働きかけをお願いします。

### 関係法令等

国土調査法

不動産登記法

---

## 2.2 下水道事業の実施における財政支援の継続について

---

健全な水環境を保全するため、生活排水処理施設の整備が重要となっており、早い時期から下水道整備を進めてきた政令都市以上の大都市では、普及率（令和4年度汚水処理人口普及率）97.7%とほぼ完了しているところですが、中小都市とは格差があり、政令都市以上を除く人口10万人以上の都市の普及率は94.83%、10万人未満の都市では85.7%にとどまっている状況で、今後の整備が課題となっています。

例えば、唐津市では、昭和53年に事業着手し、鋭意事業を進め、令和3年度末で汚水処理人口普及率は92.3%という状況の中、国から示された下水道整備の10年概成（令和8年度）の方針により、令和4年度末に下水道・浄化槽の計画区域の見直しを行ったところです。

このことにより、一定の事業期間の短縮につながったものの、令和5年度末の汚水処理人口普及率は92.9%という状況であり、未整備区域の中には、狭隘な土地のため合併浄化槽を整備できず、集合処理による整備を選択せざるを得ない地区も含まれる等、相当の工期が見込まれるため、10年概成の達成は困難な状況となっています。

また、令和6年度は交付金が要望額に対し満額内示をいただかず、今後も同様の事態となれば、進捗に遅れが生じ、事業完了が遅延する見込みです。

つきましては、令和9年度以降の下水道未普及対策事業の継続と予算確保について、県においても国に対し要望して頂くようお願いいたします。

関係法令等  
下水道法

---

## 2 3 空き家の除却費用等に係る県の財政支援について

---

空き家対策においては除却と利活用が重要であり、県の空き家対策については、空き家の発生を抑制し空き家が利活用されることを重視されていますが、老朽化が著しい空き家については、既存の状況での活用は難しく、除却しか対処法はなく、今後も地域住民に生活環境に悪影響を及ぼしている又は及ぼす恐れのある空き家等の増加が見込まれます。

例えば、多久市では、国の社会資本整備総合交付金「空き家再生等推進事業（補助率2／5）」を活用し、不良住宅の認定等を要件として除却費用の補助（上限100万円／件）を行っていますが、年々申請件数が増え、市の財政を圧迫する事態となっています。

対策費用につきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく国の交付金制度を活用しているところですが、国では令和5年12月13日に空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行され、活用の拡大、管理の確保、特定空家の除却等の対策を強化されています。

県におかれても、空き家の利活用への支援のみならず、危険空き家の除却に対する財政上の措置を講じるよう要望します。

### 関係法令等

- ・空家等対策の推進に関する特別措置法  
(財政上の措置及び税制上の措置等)

第29条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適正かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- ・社会資本整備総合交付金「空き家再生等推進事業（除却事業タイプ）」国補助率2／5
- ・空き家対策総合支援事業 国補助率2／5

---

## 2 4 法定外公共物（里道・水路）の維持管理に対する支援策の創設について

---

国有財産であった法定外公共物については、地方分権の推進を図るため、平成17年3月末までに市町に譲与されました。

このことにより、従来より市町で行っていた「機能管理」のみならず、これまで佐賀県で行われていた「財産管理」についても、現在は市町で行うこととなっています。

市町においては、法定外公共物は、地域に密着した形で住民の公共の用に供しているため、地元（地域）での日常管理をお願いし、それに対し、例えば、神崎市では、平成18年3月から「地域協働推進事業」として、地元で取り組まれている法定外公共物の維持管理に係る費用の50%を補助しているところです。

しかしながら、譲与から10年以上が経過し、公共物の老朽化が進むとともに、豪雨災害等による破損等、地元では対応できない事例も発生しており、更に管理をお願いしている地元も、高齢化や地域コミュニティの低下等により維持管理が困難になりつつあります。

これらのことより、法定外公共物に対する国・県での新たな制度による国土の維持管理に対する支援策の創設を要望します。

関係法令等

---

## 2 5 幹線道路網の整備促進について

---

幹線道路網の整備は、都市相互の連携と均衡ある地域の発展を図るため、極めて重要かつ緊急な課題です。特に、自動車交通に依存する地方都市にとって、道路整備は地域産業の活性化と住民生活の安定向上による地域浮揚に不可欠です。

よって、県におかれては、立ち遅れている地方の道路事情に十分配慮の上、必要な道路整備財源の確保に向けて尽力頂くとともに、下記の幹線道路網整備の早期実現方について国への働きかけを強く要望します。

また、県道の整備推進についても、特段の整備促進をお願いするとともに、県道の維持・補修管理にも十分配慮を頂きますよう併せてお願いします。

### [佐賀市]

- (1) 有明海沿岸道路の整備促進
  - ・大川佐賀道路の全区間早期供用
  - ・佐賀福富道路の全区間早期供用
- (2) 佐賀唐津道路(多久市～佐賀市)の整備促進
  - ・多久佐賀道路Ⅰ期の早期着工、多久佐賀道路Ⅱ期の早期事業化、佐賀道路の早期供用
- (3) 国道444号の整備促進
  - ・嘉瀬新町地区の交通安全対策の実施
- (4) 主要地方道前原富士線の整備促進
- (5) 主要地方道佐賀川久保鳥栖線の整備促進
  - ・佐賀市高木瀬工区の整備促進
- (6) 主要地方道佐賀外環状線(久保田区間)の整備促進

### [唐津市]

- (1) 西九州自動車道の整備促進及び暫定2車線区間の4車線化
- (2) 佐賀唐津道路の整備促進
  - ・唐津相知間の早期事業化
- (3) 国道202号唐津バイパス唐津大橋4車線化の事業促進

- (4) 国道 204 号
  - ①屋形石地区の整備促進
  - ②肥前町新木場地区の整備促進
  - ③交通安全施設（歩道設置）整備事業の促進
    - ・肥前地区（古保志気～比恵田間、切木～東山間）
- (5) (県道虹の松原線) 松浦橋兩岸交差点部の右折レーンの設置及び橋の架け替え
- (6) 主要地方道唐津呼子線（都市計画道路大手口佐志線）の整備促進
- (7) 主要地方道唐津呼子線（唐房入口交差点～岩野交差点間）の道路拡幅及び唐房入口交差点改良の促進
- (8) 主要地方道唐津北波多線（唐津工区）の整備促進
- (9) 主要地方道肥前呼子線（梨川内工区）の整備促進
- (10) 県道筒井万賀里川線の整備促進

[鳥栖市]

- (1) 県道の整備促進
  - (県道佐賀川久保鳥栖線)
    - ・一本杉工区間の整備促進と立石交差点までの整備計画の早期策定
  - (県道中原鳥栖線)
    - ・下野交差点までの整備促進と県道江口長門石江島線までの整備計画の早期策定
  - (県道久留米基山筑紫野線)
    - ・JR 鹿児島本線アンダー部の 4 車線化の整備促進
- (2) 国道の整備促進
  - (国道 3 号)
    - ・鳥栖拡幅事業の整備促進
    - ・鳥栖久留米道路事業の整備促進
    - ・鳥栖市酒井西町から鳥栖市高田町までの整備計画の早期策定
  - (国道 34 号)
    - ・国道 34 号（鳥栖～神埼間）のバイパス整備計画の早期策定

[多久市]

- (1) 佐賀唐津道路（多久市～佐賀市）の早期完成
  - 多久佐賀道路Ⅰ期の早期着工、多久佐賀道路Ⅱ期の早期事業化
- (2) 県道 25 号多久若木線（長尾～東の原）の早期完成
- (3) 県道 338 号岸川筋原線（岸川地区）の改良

- (4) 県道 332 号多久牛津線の整備（古賀一区～小城市境）
- (5) 県道 35 号多久江北線の整備（公立佐賀中央病院西側）

[伊万里市]

- (1) 西九州自動車道の整備促進
  - ・伊万里道路、伊万里松浦道路の早期完成
- (2) 国道 204 号の整備促進
  - ・国道 204 号バイパス（瀬戸～黒川間）の早期完成
  - ・国道 204 号（松島工区）の早期完成
- (3) 県道伊万里有田線（セラミックロード）の整備促進
  - ・二里第 1 工区、二里第 2 工区の早期完成

[武雄市]

- (1) 県道の整備促進
  - ・主要地方道（武雄多久線、相知山内線、多久若木線）及び一般県道（武雄白石線）の早期整備
  - ・主要地方道（武雄伊万里線、武雄福富線、嬉野山内線）及び一般県道（梅野有田線、北方朝日線）の歩道未整備地区の早期整備
- (2) 国道の整備促進
  - (国道 498 号)
    - ・北方工区の早期整備及び若木バイパスまでの危険個所の解消
    - ・鹿島市から武雄北方 I C までの安全で走行性の高い道路の事業着手
    - ・豪雨による「通行止」が生じない道路整備
  - (国道 34 号)
    - ・武雄市北方町 バイパス延伸区間の早期整備
  - (国道 35 号)
    - ・武雄市山内町 西谷峠の早期整備

[鹿島市]

- (1) 有明海沿岸道路整備促進
  - ・福富鹿島道路（Ⅰ期）の早期着工、福富鹿島道路（Ⅱ期）の早期事業化
  - ・鹿島～諫早間の有明海沿岸道路や島原道路等と一体となった道路ネットワークの整備
- (2) 国道 498 号整備促進
  - ・鹿島～武雄間の概ねのルート帯（1km 幅）からの具体的なルートの検討の促進

- ・鹿島市から武雄北方 IC までの安全で走行性の高い道路の事業着手
- (3) 国道 207 号整備促進
  - ・北鹿島地区～浜地区の歩道整備促進
  - ・七浦西部地区（西葉～母ヶ浦区間）の拡幅改良及び歩道の整備促進及び早期完成
- (4) 歩道未整備区間の早期完成
  - ・県道大木庭武雄線（浅浦工区）の歩道整備 L=300m
  - ・県道山浦肥前鹿島停車場線（横田工区）の自転車歩行者道整備 L=200m

#### [小城市]

- (1) 佐賀唐津道路（多久市～佐賀市）の整備促進
  - ・多久佐賀道路Ⅰ期及び佐賀道路の整備促進
  - ・多久佐賀道路Ⅱ期の早期事業化
- (2) 有明海沿岸道路の整備促進
  - ・佐賀福富道路の全区間早期供用
- (3) 県道多久牛津線
  - ・西の橋交差点付近の整備

#### [嬉野市]

- (1) 国道 34 号の歩道整備
  - ・新幹線駅周辺の土地区画整理事業と併せた下宿自歩道の整備促進
  - ・嬉野高校～今寺交差点間の一部の整備着手
  - ・一位原交差点付近の整備着手
- (2) 国道 498 号の歩道整備
  - ・塩田町町分地区～南下久間地区の整備促進
  - ・真崎地区～鹿島市境の整備着手
- (3) 県道の整備促進
  - ・県道大村嬉野線（上岩屋地区）、県道嬉野川棚線（下不動、中不動地区）、県道嬉野下宿塩田線・県道岩屋川内嬉野温泉停車場線（峰川原地区）
- (4) 長崎自動車道嬉野インターから新幹線嬉野温泉駅までアクセスする道路の整備計画の策定

#### [神崎市]

- (1) 国道 34 号の整備促進
  - ・鳥栖～神埼間のバイパス整備計画の早期策定

- ・大町橋から上犬童交差点までの2車線区間の4車線化の整備促進
- ・神埼駅前交差点改良の整備促進
- (2) 県道の整備促進
  - ・県道佐賀川久保鳥栖線（菅生工区）における交通安全対策事業の促進
  - ・県道神埼北茂安線（神埼～吉野ヶ里工区）の整備促進
  - ・県道佐賀八女線（境原工区）における交通安全対策事業の促進
  - ・県道三瀬神埼線（広滝地区及び仁比山～的地区）における交通安全対策事業の促進
  - ・JR平ヶ里踏切を跨ぐ跨線橋設置及び現道区間の交通安全対策事業の促進
  - ・県道諸富西島線（浮島排水機場及び江見下排水機場付近）の整備促進
- (3) 国道264号の整備促進
  - ・千代田町下西工区及び嘉納工区区間における交通安全対策事業の促進

関係法令等



令和6年11月21日

佐賀県知事

山口 祥 義 様

佐賀県市長会

会長 江里口 秀次